



弁護士法人 広島みらい法律事務所ニュース

広島市中区八丁堀2-31 鴻池ビル9階 電話082(511)7772 FAX082(511)7773

- 法的サービスをすべての方へ - 第23号 (平成24年5月7日号)

面会交流とは

離婚して父または母が子どもと別れて暮らすようになった場合に、一緒に暮らしていない父または母が、子どもと会ったり、手紙などで交流を保つことを「面会交流」といいます。面会交流がうまく行われると、子どもは、どちらの親からも愛されている安心感を得ることができます。離れていても親子が心の絆を結ぶことは、子どもの健やかな成長のために望ましいと言われてい



子どもと離れて暮らしている方へ

面会交流を行いたい場合、家庭裁判所に面会交流の調停を申し立てることができます。子どもと会うには、子どもの年齢、健康状態、学校などのスケジュールを十分に考えて、子どもに無理のない日時、場所、内容などを決め、子どもが喜んで会えるようにしましょう。子どもと会うときには、子どもが関心を持っていることや、最近のうれしいニュースなど、子どもが生き生きと話せる話題を作り、あらかじめ決めている面会交流の約束事は必ず守りましょう。

子どもと一緒に暮らしている方へ

ふだんの生活で、過去の相手との争いや相手の悪口を子どもに言わないようにしましょう。子どもが出かける前には、笑顔で送り出し、帰ってきたら暖かく迎えてあげましょう。子どもが離れて暮らしている親との時間を楽しく過ごしたことを認めてあげることで、子どもは両方の親から愛情を注がれていると感ずることができます。

子どもの利益のために

面会交流は、子どもの利益のために行われるものです。それは、父母は子にとって代替できない固有の役割を持っているからです。そのため、面会交流が親同士の過去いきさつや感情的対立のために妨げられないようにすることが大切です。



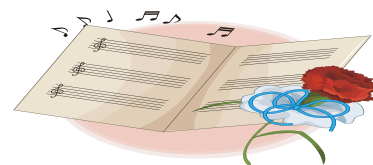
弁護士のサポート

子どもに父としての愛、母としての愛を感じ取ってもらい面会交流を終えた子どもが素直に「楽しかった」と言え、同居親も「よかったね」と言える交流にするために弁護士が調整役としてお役に立ちます。面会交流をしたいと思っている方は是非ご相談ください。(滑川和也)

法律7千★クイズ

相続人が、亡くなった方の所有する財産を受け取ることを拒む手続のことを何というでしょうか？正解は次号で発表します。

前号のクイズの正解は、離婚して離れて暮らす子どもとの面会交流を求めて家庭裁判所へ調停を申立てることができます。場所は、原則として離婚した相手方の住所地にある家庭裁判所になります。前記の記事も参考にしてください。



平成24年5月の

講演会のご案内

●「障害者自立支援法 基本合意の完全実現をめざす広島の会フォーラム～骨格提言を実現させよう!～」
5月16日(水) 13時30分～15時30分 / 入場無料・予約不要 / 広島市東区地域福祉センター3階大会議室にて / 共同主催: 基本合意の完全実現をめざす広島の会・きょうされん広島県支部 (TEL: 082-299-7061)



当事務所の本所の弁護士に相談するには、平日の9時～18時の間に、お電話(082-511-7772)で予約して下さい。相談日時は、原則として、平日の9時～17時半、土曜日の13時～15時半です。

当事務所では、尾道支所(TEL:0848-21-0045)と大竹支所(TEL:0827-54-1222)を開設しており、支所周辺のご相談も積極的に受け付けていますので、お電話で予約して下さい。

詳細は、ホームページでご確認下さい。 <http://www.hiroshima-mirai.com/>

所属弁護士: 二國則昭、定者吉人、見之越常治、半澤茜、丸亀日出和、成廣貴子(尾道支所)、滑川和也(大竹支所)